

<その他入札案内>

1.入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 明らかに錯誤と認められる入札書
- (6) 同一の入札について、2通以上提出された入札書

2.注意事項

- (1) 入札案件について疑義がある時は令和4年11月3日(木)までに質問書を担当者へ提出すること。
- (2) 入札参加者は、1業者1名とし、指定の日時及び場所に本人又は代理人が出席し、入札書を封筒に入れて提出しなければならない。(但し、郵送分を除く)
- (3) 入札参加者が2社未満の場合、入札を延期又は中止することが出来る。ただし、発注者が認める場合はこの限りでない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札とするので、見積金額の110分の100に相当する金額(消費税抜き)を入札額として記載すること。
- (5) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があったものとする。
- (6) 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ちあわせてこれを行う。
- (7) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(7)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (10) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (11) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。

3 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

4. その他

- (1) 入札参加をする上において、現場確認を希望する場合は、10月19日(水)より11月3日(木)までの期間で日程を調整するので事前に連絡のこと。
- (2) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

以上